所得税の確定申告

申告期間

2月16日(木)～3月15日(水)

税務署の申告会場

東松山税務署の申告書作成会場を次のとおり開設します。

期間　2月16日(木)～3月15日(水)
（土日・祝日を除く）

受付時間　9時～16時

場所　東松山市民文化センター

※申告書作成に使用しますので、スマートフォンとマイナンバーカードをお持ちの方は、必ずご持参ください。

※入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。

入場整理券は、当日配付、またはLINE公式アカウントから事前に入手可能です。

▼国税庁LINE公式アカウント

※還付申告の方は2月15日(水)以前でも東松山税務署で受け付けています。（2月16日(木)以降は東松山市民文化センターとなります）

※東松山市民文化センターには作成済申告書の提出コーナーはありません。持参される方は、東松山税務署へお願いします。

PC・スマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、いつでも確定申告書の作成・提出ができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

▼確定申告書等作成コーナー

ふるさと納税の申告

ふるさと納税ワンストップ特例の申請を行った方が確定申告をする場合、ワンストップ特例を行ったふるさと納税の金額も寄附金控除額の計算に含めて確定申告する必要があります。

問 東松山税務署
TEL 0493-22-0990
（音声案内「0」を選択）

確定申告の医療費控除は明細書の添付が必須です

医療費控除を受ける方は「医療を受けた人」と「病院・薬局」ごとに、1年分の合計金額を記載した明細書を作成し、添付してください。

～明細書の記入例～

医療を受けた人	病院・薬局名	区分	支払額	生命保険等の補てん
嵐山太郎	○○病院	☑診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	80,000円	20,000円
〃	△△薬局	☑医薬品購入	20,000円	
嵐山花子	××薬局	☑医薬品購入	50,000円	
		合計	150,000円	20,000円

高額療養費申請は支給額をこの欄へ記入

明細書を含めた確定申告書等の書類は、税務課窓口（2月16日(木)から3月15日(水)までは町民ホール前）に設置しています。

また、国税庁ホームページでは窓口に設置されていない書類も含め、申告関係の書類をダウンロードすることができます。

～ご注意ください～

- ▶医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
- ▶セルフメディケーション税制の明細書等は、国税庁ホームページをご覧ください。
- ▶明細書作成についての詳細は、国税庁ホームページ、東松山税務署または役場税務課までご連絡ください。
- ▶申告会場には、明細書を記載したうえでご来場ください。

住民税の申告

住民税申告ご存じですか？

住民税申告とは、地方税である住民税を町に申告するものです。確定申告とは、国税である所得税等を税務署に申告するものです。

住民税申告の対象者

令和5年1月1日現在、嵐山町内に住所があり、前年中に所得があった方（前年中に収入が全くない人でも、国民健康保険等の算定等で申告が必要になる場合があります）

住民税申告が不要の方

①税務署に所得税の確定申告書を提出する方

②収入が給与・公的年金のみの方

③町内在住者の「控除対象（同一生計）配偶者」または「控除対象扶養親族」となっている方

確認方法

扶養主の「確定申告書の控え」や「給与・年金の源泉徴収票」に記載があるか確認してください。

役場の申告会場

役場の申告書作成会場を次のとおり開設します。役場では、住民税申告のほか、一部の所得税の確定申告も受け付けます。

なお、所得税の確定申告は簡易な内容のものに限りますので、申告内容によっては受付をお断りする場合があります。

作成（相談）できない申告

- ▼事業所得や不動産所得があるが、収支内訳書が作れない
- ▼譲渡所得や配当所得がある
- ▼住宅ローン控除を初めて受ける、連帯債務の住宅ローン控除を受ける
- ▼控除に雑損控除、外国税額控除、損失繰越控除がある
- ▼準確定申告（死亡した人の申告）、過年分の申告、青色申告
- ▼申告内容が複雑である場合

期間　2月16日(木)～3月15日(水)
（土日・祝日を除く）

受付時間　8時40分～11時
13時～15時

場所　役場1階　町民ホール

持ち物

【全員】
- ▼マイナンバーカード

【所得に関するもの】
- ▼源泉徴収票
- ▼収支内訳書、帳簿　など

【控除に関するもの】
- ▼生命保険料控除証明書
- ▼地震保険料控除証明書
- ▼医療費控除の明細書
- ▼寄附金受領証明書
- ▼社会保険料の領収書　など

！収支内訳書がないと受付できません

～事業所得や不動産所得がある方～

毎年、申告会場は大変混雑します。待ち時間の削減や混雑緩和のためにも、今年も収支内訳書を作成してから、申告会場にお越しください。収支内訳書は、税務課窓口（2月16日(木)から3月15日(水)までは町民ホール前）に設置しています。

※例年、収支内訳書を作成しないで来場される方がいますが、その場合は受付前にご自身で作成していただきます。なお、作成の補助などはお待ちの方がいなくなってからとなりますので、長時間お待ちいただくことが予想されます。収支内訳書を作成できない方は税務署の申告会場で申告してください。

日程・対象地区

混雑緩和のため地区ごとに申告日を設けております。なお、対象地区以外の方も申告できます。

2月16日(木)	菅谷
17日(金)	菅谷
20日(月)	菅谷
21日(火)	菅谷
22日(水)	志賀
24日(金)	志賀
27日(月)	志賀
28日(火)	平澤
3月1日(水)	むさし台
2日(木)	川島
3日(金)	川島
6日(月)	鎌形
7日(火)	遠山・千手堂
8日(水)	大蔵・根岸・将軍沢
9日(木)	古里
10日(金)	吉田
13日(月)	越畑・勝田
14日(火)	広野・杉山・太郎丸
15日(水)	予備日

問 税務課　TEL 0493-62-2153